

上天草市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の施設（以下「対象施設」という。）の愛称を命名する権利を民間事業者等に付与することにより、民間事業者等に広告の機会を拡大するとともに、対象施設を広告媒体として、有効に活用し、新たな自主財源の確保及び市民サービスの向上並びに地域の活性化（対象施設の適正な維持管理、新規事業の創設等）を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 対象施設について、その全部又は一部に使用する愛称を命名する権利をいう。
- (2) 民間事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。
- (3) ネーミングライツ・パートナー 市との契約によりネーミングライツを付与された民間事業者等をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 ネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）にネーミングライツを付与し、当該パートナーからその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得ることをいう。

(基本原則)

第3条 市長は、対象施設の設置目的に支障を生じさせない範囲においてネーミングライツ事業を実施するとともに、対象施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 ネーミングライツ事業により市が得たネーミングライツ料については、当該ネーミングライツ事業の対象施設の運営及び維持管理に要する費用に充てるものとする。
- 3 ネーミングライツの付与期間は概ね3年から5年とし、利用者の混乱を避けるため、原則として当該付与期間内の愛称変更は認めないものとする。また、更新については、既存民間事業者等に優先交渉権を付与するものとする。

4 ネーミングライツ事業の期間中は、対象施設の名称として愛称を使用するものとする。ただし、必要に応じて条例、規則等に規定する当該対象施設の名称を使用することができるものとする。

(契約の相手方としない民間事業者等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する民間事業者等は、パートナーとなることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業その他これに類似する業種を営むもの
- (2) 消費者金融の業種
- (3) たばこの販売の業種
- (4) ギャンブルに関する業種
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する業種
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝に係る業種を営むもの
- (8) 公の秩序及び善良な風俗に反する業種を営むもの
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中のもの
- (10) 国税及び地方税等を滞納しているもの
- (11) 各種法令に違反しているもの
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (13) 公的機関及び行政機関から入札参加停止（指名停止）を受けているもの
- (14) 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条第2号又は同条第4号に規定するもの
- (15) その他市長が適当でないと認めるもの

(愛称の表記方法)

第5条 ネーミングライツにより表示しようとする愛称は、公共施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得

られるものとし、上天草市有料広告掲載基準（平成19年上天草市告示第108号の3）第4条及び第5条のいずれにも該当しないもので、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 日本語及び英語アルファベットにより表記可能なこと。ただし、企業ロゴ、マーク等については、この限りでない。
- (2) 市民の誤解を招かないもの又はそのおそれのないもの。
- (3) パートナーは、愛称の表示内容等について法令等の規制がある場合は、当該法令等を遵守しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、愛称の表記方法は、ネーミングライツ事業を実施する対象施設ごとの募集要領に定めるものとする。

（パートナーの募集）

第6条 市長は、対象施設、希望価格、契約期間等の募集条件、応募方法並びに導入時及び契約満了時の役割分担その他パートナーの募集について必要事項を定め、原則として公募により民間事業者等を募集する。

（ネーミングライツ審査委員会）

第7条 パートナーの選定に当たり、ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員長は対象施設の所管部長を、委員は総務課長、企画政策課長、財政課長、監理課長、観光おもてなし課長、農林課長、みなと・水産課長、建設課長、環境衛生課長、福祉課長及び社会教育課長をもって充てる。
- 3 委員会は、ネーミングライツ事業への応募があったとき、又は必要に応じて委員長が招集する。
- 4 委員会は、招集した委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 委員会は、次の各号について審査を行い、パートナーとしての適否及び優先交渉順位を決定し、市長に報告するものとする。

(1) 応募者の適格性

- (2) ネーミングライツ料の妥当性
- (3) 契約期間の長短
- (4) 愛称の親しみやすさ、呼びやすさ、施設イメージ等
- (5) 地域要件
- (6) 地域貢献への考え方及び活動

8 前項の審査に当たり、委員長が必要と認めるときは、委員会に關係所属の職員を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

9 委員会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、適否同数のときは委員長の決するところによる。

10 委員長が必要と認めるときは、書面審議をもって委員会開催に代えることができる。

11 委員会の庶務は、施設を所管する担当課等において処理する。

(優先交渉者の決定)

第8条 市長は、委員会の審査の結果を受け、応募に対する採用の可否及び優先交渉者を決定するものとする。この場合において市長は、応募者に対し原則30日以内に通知するとともに、当該優先交渉者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による協議が整わなかったときは、次点順位の応募者と協議を行うことができるものとする。

(契約)

第9条 市長は、前条第1項の規定による協議が整った場合は、当該優先交渉者とし、ネーミングライツに関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第10条 パートナーは、上天草市会計事務規則（平成16年上天草市規則第34号）第12条に定める納入通知書により、市が指定する期日までに年度ごとに一括でネーミングライツ料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、パートナーと協議の上、支払方法、納入額、納入時期等を別に定めることができる。

(ネーミングライツ料の還付)

第11条 既に納入したネーミングライツ料は、還付しない。ただし、パートナーの責めに帰さない理由により契約を解除したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定によりネーミングライツ料を還付するときは、当該ネーミングライツ料の納入を受けてから還付するまでの期間に対する加算金は付さないものとする。

(パートナーの責務)

第12条 パートナーは、施設、敷地等に看板等を設置して愛称を表示しようとするときは、市と事前に協議するものとする。なお当該看板等に関し、一切の責任を負うものとする。

2 パートナーは、施設、敷地等に設置した看板等を契約期間満了（第13条契約の解除の場合を含む）に伴い、原状回復しなければならない。なお原状回復に係る費用はパートナーの負担とする。

3 ネーミングライツ事業により施設、敷地等に設置した看板等に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、パートナーの責任及び負担により解決するものとする。

4 命名に起因する損害賠償請求が行われたときは、パートナーの責任及び負担により解決するものとする。

5 ネーミングライツの権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

6 事故等によりネーミングライツ事業により施設、敷地等に設置した看板等に破損等が生じたときは、パートナーの負担において修復しなければならない。ただし、市の過失により破損等が生じたときは、パートナーと費用負担について協議するものとする。

(契約の解除)

第13条 市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツ事業に係る契約を解除することができる。

(1) 指定した期日までにネーミングライツ料を納入しないとき。

(2) 法令に違反し、又はそのおそれがあると市長が認めたとき。

(3) 社会的又は経済的な信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) 契約に定める内容に違反したとき。

(5) その他市長が特に適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、パートナーに損害等が生じたとしても、市は、その責めを負わないものとする。

(市民等への周知)

第14条 市長は、契約締結後、ネーミングライツ事業について、当該施設の地域、利用者等に周知するとともに、契約相手方、当該施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市民等に公表する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年9月9日から施行する。